

法制定時

◎公害健康被害補償法

(昭和四八・一〇・五)
法律一
一
一

第二章 補償給付

第一節 通則

(補償給付の種類等)

第一条 この法律は、事業活動その他の人の活動に伴つて生ずる相当範囲にわたる著しい大気の汚染又は水質の汚濁(水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。)の影響による健康被害に係る損害を填補するための補償を行なうとともに、被害者の福祉に必要な事業を行なうことにより、健康被害に係る被害者の迅速かつ公正な保護を図ることを目的とする。

(地域及び疾病的指定)

第二条 この法律において「第一種地域」とは、事業活動その他の人の活動に伴つて相当範囲にわたる著しい大気の汚染が生じ、その影響による疾病(次項に規定する疾病を除く。)が多発している地域として政令で定める地域をいう。

第三条 この法律において「第二種地域」とは、事業活動その他の人の活動に伴つて相当範囲にわたる著しい大気の汚染又は水質の汚濁の原因である物質との関係が一般的に明らかであり、かつ、当該物質によらなければかかることがない疾病が多発して政令で定める地域をいう。

(認定等)

第四条 第一種地域の全部又は一部を管轄する都道府県知事は、当該第一種地域につき第二条第三項の規定により定められた疾病にかかると認められるとされる者で次の各号の一に該当するものの申請に基づき、当該疾病が当該第一種地域における大気の汚染によるものである旨の認定を行なう。この場合においては、当該第一種地域に係る被認定者は、同一の疾病について、重ねて第一項の認定を受けることができない。ただし、同一の疾病が第二条第三項の規定により定められた他の都道府県知事の管轄に属する第一種地域の区域内に住所を移し、又は一日のうち指定時間以上の時間をその区域内で過ごすことが常態となつた場合において、当該他の都道府県知事に對し、その旨の届出をしたときは、当該疾病について現に受けている第一項の認定は、当該他の都道府県知事がした同項の認定とみなす。

第五条 認定の申請をした者が認定を受けないで死亡した場合において、その死亡した者が前条第一項又は第二項の規定により認定を受けることができる者であるときは、都道府県知事は、その死亡した者の第三十条第一項に規定する遺族若しくは第三十五条第一項各号に掲げる者はその死亡した者について葬祭を行なう者の申請」と、同項各号中「申請」とあるのは「死亡」と、同条第二項中「かかると」があるのは「かかる」と、同条第二項中「かかると」、「者の申請」とあるのは「者の第三十条第一項に規定する遺族若しくは第三十五条第一項各号に掲げる者はその死亡した者について葬祭を行なう者の申請」と読み替えて、これらの規定を適用する。この場合において、これらの規定による認定の申請は、当該第一種地域又は第二種地域の指定の日から一年以内でその死亡の日から六月以内に限り、することができる。

(認定の有効期間)

第七条 認定は、指定疾病的種類に応じて政令で定めた期間内に限り、その効力を有する。ただし、政令で定める指定疾病に係る認定については、この限りでない。

第八条 前条第一項又は第二項の規定により有効期間が定められた被認定者の当該認定に係る指定疾病が有効期間の満了前におる見込みがないときは、当該被認定者は、都道府県知事に對し、認定の更新を申請することができる。

第四十九条第一項及び第六項、第十三項第二項、第六十二条第一項及び第一百九十五条を除き、以下同じ。)は、第一項又は第二項の認定(第六項、第五十二条第二項、第四十九条第一項及び第六項、第五十二条第二項、第六十二条第一項及び第一百九十五条を除き、以下同じ。)を行なったときは、当該認定を受けた者(第六条の規定による申請に基づいて認定を受けた者を除き、以下「被認定の申

いる地域として政令で定める地域をいう。

前二項の政令においては、あわせて前二項の疾病を定めなければならない。

内閣総理大臣は、前三項の規定に基づく政令の制定又は政令の立案をしようとするときは、中央公害対策審議会並びに関係都道府県知事及び関係市町村長の意見をきかなければならない。

第二七条 二以上の指定疾病に係る二以上の障害補償額を受けることができる一の被認定者に支給する当該二以上の障害補償費の額を合算した額が、当該被認定者の障害補償標準給付基礎月額と同項の政令で定める介護加算額とを合算した額)をこえるときは、政令で定めるところにより、そのこえる部分の指定疾患につき前条第一項の規定により介護加算額が合算された障害補償費を受けることができる者にあつては、障害補償標準給付基礎月額と同項の政令で定める介護加算額とを合算した額)を支給しない。
(障害補償費の額の改定等)

第二八条 障害補償費の支給を受けている者は、当該指定疾病による障害の程度につき、指定疾病的種類に応じて政令で定める期間ごとに、都道府県知事の診査を受けなければならぬ。都道府県知事が、障害補償費の支給に関し特に必要があると認めで診査を受けるべき旨を命じたときも、同様とする。

都道府県知事は、前項の診査の結果、その者の指定疾病的程度が従前の障害の程度と異なると認める場合においては、公害健康被害認定審査会の意見をきいて、新たな障害の程度が第二十五条第一項の政令で定める他の障害の程度に該当するときは、新たに該当するに至つた同項の政令で定める障害の程度に応じて障害補償費の額を改定し、新たに障害の程度が同項の政令で定める障害の程度に該当しないときは障害補償費の支給を打ち切るものとする。

第三条 障害補償費の額は、当該死亡した被認定者又は認定死亡者の遺族補償標準給付基礎月額に相当する額とする。

第二九条 遺族補償標準給付基礎月額は、労働者の賃金水準、被認定者又は認定死亡者が死じしなかつたとすれば通常支出すると見込まれる経費その他の事情を考慮して、政令で定めるところにより、環境庁長官が、中央公害対策審議会の意見をきいて定める。

第三十条 遺族補償費を受けることができる同順位の遺族が二人以上ある場合における各人の遺族補償費の額は、第一項の額をその人数で除して得た額とする。

(遺族補償費の額の改定)

第三十一条 遺族補償費を受けることができる同順位の遺族の数に増減を生じたときは、遺族補償費の額を改定する。

第二十九条第五項及び第六項の規定は遺族補償標準給付基礎月額に変更があつた場合について、同項の規定は前項の規定により遺族補償費の額が改定された場合について準用する。

(遺族補償費が支給されない場合)

第三十二条 遺族補償費を受けることができる者が次の各号の一に該当するに至つたときは、その者に対する遺族補償費は、支給しない。

一 死亡したとき。

二 婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻關係とする場合にあつては、届出をしたとき)。

三 直系血族又は直系姻族以外の者の養子(届出を

することができる)。

第四節 遺族補償費及び遺族補償一時金

(遺族補償費の支給)

第三十三条 都道府県知事は、その認定に係る被認定者が当該指定疾病に起因して死亡したときの申請に基づいて認定がされた場合において、その遺族の請求があつたときも、前項と同様とする。

第三十四条 遺族補償費の支給は、政令で定める期間を限度とし行なう。

第三十五条 被認定者又は第六条の規定による申請に基づいて

4 前項の規定による請求があつた場合には、都道府県知事は、その者の指定疾病的程度を診査しなければならない。第二項の規定は、この場合について準用する。

5 障害補償費の額の算定の基礎となる障害補償標準給付基礎月額に変更があつたときは、障害補償費の額は、改定されたものとする。

6 第二項(第四項において準用する場合を含む)又は前項の規定により障害補償費の額が改定されたときは、改定後の一月の翌月から始めるものとする。

7 障害補償費の支給を受けている者が、正当な理由がなく第一項の診査を受けなかつたときは、都道府県知事は、障害補償費の支給を一時差し止めることができる。

第三十六条 前条第一項の規定により支給する遺族補償一時金の額は、当該死亡した被認定者又は認定死亡者の死亡の當時その者によつて生計を維持していたもの(死亡の当时その者によつて生計を維持していたものがないときは、認定の申請の当时その者によつて生計を維持していたもの)とする。ただし、妻(届出をしていないが、事実上婚姻關係と同様の事情にあつた者を含む)以外の者にあつては、被認定者又は認定死亡者の死亡の時に次に掲げる要件に該当した場合に限るものとする。

第三十七条 都道府県知事は、その認定に係る被認定者が当該認定に係る指定疾病に起因して死亡した場合において、その死亡の時に遺族補償費を受けることができる同順位者が遺族補償費を請求することができる。前条の規定により遺族補償費が支給されないこととなつた場合において、同順位者がなくして後順位者があるときも、同様とする。

(後順位者からの遺族補償費の請求)

第三十八条 遺族補償費を受けることができる先順位者がその請求をしないで死亡した場合には、次順位者が遺族補償費を請求することができる。前条の規定により遺族補償費が支給されないこととなつた場合において、同順位者がなくして後順位者があるときも、同様とする。

(遺族補償一時金の支給)

第三十九条 都道府県知事は、その認定に係る被認定者が当該認定に係る指定疾病に起因して死亡した場合において、その死亡の時に遺族補償費を受けることができる同順位者が、次に掲げる者のうちになつては、それぞれ当該名号に掲げる順序による。

4 遺族補償一時金を受けることができる者の順位は、第一項各号の順位により、同項第二号から第四号までに掲げる者のうちになつては、それぞれ当該名号に掲げる順序による。

(遺族補償一時金の額)

第三十六条 前条第一項の規定により支給する遺族補償一時金の額は、当該死亡した被認定者又は認定死亡者の遺族補償標準給付基礎月額に相当する額に政令で定める月数を乗じて得た額に相当する額とする。

2 前条第三項の規定により支給する遺族補償一時金の額は、当該死亡した被認定者又は認定死亡者について前項の規定により算定した額から当該被認定者又は認定死亡者の死亡により支給された遺族補償費の額の合計額を控除した額に相当する額とする。

3 第三十一条第三項の規定は、前二項の遺族補償一時金の額について準用する。

(遺族補償費等の請求の期限)

第三十七条 遺族補償費又は遺族補償一時金の支給の請求は、被認定者又は認定死亡者が死亡した時(第三十四条後段の規定による請求により支給する遺族補償費及び第三十五条规定により支給する遺族補償費等にあつては、從前の遺族補償費を受けることができるもの)がかかる者が第三十三条规定の一に該当することにより遺族補償費を支給されない

行なわれた認定に係る死亡者(以下「認定死亡者」という)が二以上の指定疾病に起因して死亡したときは、当該指定疾病に係る認定を行なつた一つの都道府県知事に對してのみ、遺族補償費を請求することができます。

第三〇条 遺族補償費は、被認定者又は認定死亡者の配偶者及び兄弟姉妹であつて、被認定者又は認定死亡者の死亡の當時その者によつて生計を維持していたもの(死亡の当时その者によつて生計を維持していたものがないときは、認定の申請の当时その者によつて生計を維持していたもの)とする。ただし、妻(届出をしていないが、事実上婚姻關係と同様の事情にあつた者を含む)以外の者にあつては、被認定者又は認定死亡者の死亡の時に次に掲げる要件に該当した場合に限るものとする。

1 被認定者又は認定死亡者の死亡の時に胎児であつた子が出生したときは、前項の規定の適用については、将来に向かつて、その子は、被認定者又は認定死亡者の死亡の当时その者によつて生計を維持していた子とみなす。

2 被認定者又は認定死亡者の死亡の時に胎児であつた子が出生したときは、前項の規定の適用については、六十歳以上であること。

3 被認定者又は認定死亡者の死亡の時に胎児であつた子が出生したときは、前項の規定の適用については、将来に向かつて、その子は、被認定者又は認定死亡者の死亡の当时その者によつて生計を維持していた子とみなす。

4 前項の規定による請求があつた場合には、都道府県知事は、その者の指定疾病的程度を診査しなければならない。第二項の規定は、この場合について準用する。

5 二以上の指定疾病に起因して死亡した者に係る遺族補償費の支給に要する費用の支弁の方法は、政令で定める。

において同じ。)の初日において設置している事業者(以下「ばい煙発生施設等設置者」という。)から、毎年度、汚染負荷量賦課金を徴収する。
ばい煙発生施設等設置者は、汚染負荷量賦課金を納付する義務を負う。

(汚染負荷量賦課金の額)

第五十三条 各ばい煙発生施設等設置者が徴収する汚染負荷量賦課金の額は、当該ばい煙発生施設等設置者が排出する前条第一項の政令で定める各物質ごとの単位排出量当たりの賦課金額に前年度の初日の属する年における年間排出量を乗じて得た額の合計額とする。

2 前項の年間排出量の算定の方式は、総理府令、通商産業省令で定める。

(単位排出量当たりの賦課金額)

第五十四条 前条第一項の単位排出量当たりの賦課金額は、第三条第一項に掲げる補償給付の種類ごとの受給者見込数及び平均受給金額の見込額その他の事項に基づき算定した第五十二条第一項に規定する費用に充てるための汚染負荷量賦課金の額として当該年度において必要であると見込まれる金額とばい煙発生施設等設置者が排出する同項の政令で定める各物質ごとの前年度の初日の属する年における給排出量を基礎として、当該物質による大気の汚染の状況に応じた地域の別に従い、政令で定める。

(汚染負荷量賦課金の納付等)

第五十五条 ばい煙発生施設等設置者は、各年度ごとに、汚染負荷量賦課金を、総理府令、通商産業省令で定める事項を記載した申告書に添えて、その年度の初日から四十五日以内に協会に納付しなければならない。

2 前項の場合において、汚染負荷量賦課金の額の一部につき納付があつたときは、その納付の日以降の期間に係る延滞金の額の計算の基礎となる汚染負荷量賦課金の額は、その納付があつた汚染負荷量賦課金の額を控除した額とする。

3 延滞金の計算において、前二項の汚染負荷量賦課金の額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨ててる。

4 前三项の規定によつて計算した延滞金の額に百分未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

5 延滞金は、次の各号の一に該当する場合には、徴収しない。ただし、第四号の場合には、その執行を停止し、又は猶予した期間に対応する部分の金額に限る。

一 督促状に指定した期限までに汚染負荷量賦課金を完納したとき。
二 納付義務者の住所又は居所がわからぬため、公示送達の方法によつて督促したとき。
三 延滞金の額が百円未満であるとき。

四 汚染負荷量賦課金について滞納処分の執行を停止し、又は猶予したとき。
五 汚染負荷量賦課金を納付しないことについてやむを得ない理由があると認められるとき。
(先取特権の順位)

第五十九条 汚染負荷量賦課金その他この節の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(徴収金の徴収手続)
第六〇条 汚染負荷量賦課金その他この節の規定による徴収金は、この節に別段の定めがある場合を除く

前項の規定により徴収金を完納しないときは、納付義務者に対して督促状を発する。

3 前項の督促状により指定する第一項の期限は、督促状を発する日から起算して十日以上経過した日でなければならぬ。

4 前項の規定による督促を受けたときは、協会がその規定により協会が決定した汚染負荷量賦課金の額を、納付した汚染負荷量賦課金が同項の規定により協会が決定した汚染負荷量賦課金の額に足りないときはその不足額を、その通知を受けた日から十五日以内に協会に納付しなければならない。

5 ばい煙発生施設等設置者が納付した汚染負荷量賦課金の額が、第三項の規定により協会が決定した汚染負荷量賦課金の額をこえる場合には、協会は、そのこえる額について、未納の汚染負荷量賦課金その他この節の規定による徴収金があるときはこれに充當し、なお残余があれば還付し、未納の徴収金がないときはこれを還付しなければならない。

(汚染負荷量賦課金の延納)

第五十六条 協会は、ばい煙発生施設等設置者の申請に基づき、その者の納付すべき汚染負荷量賦課金を延納させることができる。

(督促及び滞納処分)

第五十七条 汚染負荷量賦課金その他この節の規定により徴収を請求することができる。

(延滞金)

第五十八条 前条第一項の規定により汚染負荷量賦課金の納付を督促したときは、協会は、その督促に係る汚染負荷量賦課金の額につき年十四・五パーセントの割合で、納付期限の翌日からその全納又は財産差押えの日の前までの日数により計算した延滞金を徴収する。ただし、督促に係る汚染負荷量賦課金の額が千円未満であるときは、この限りでない。

(特定賦課金の算定方法)

第五十九条 協会は、前条第一項の政令で定める特定賦課金の額を算定する方法に従い、各特定施設等設置者が納付すべき特定賦課金の額を決定し、当該各特定施設等設置者に対し、その者が納付すべき特定賦課金の額及び納付すべき期限その他の必要な事項を通知しなければならない。

(特定賦課金の額の決定、通知等)

第六十条 協会は、前条第一項の政令で定める特定賦課金の算定方法に従い、各特定施設等設置者が納付すべき特定賦課金の額を決定し、当該各特定施設等設置者に対し、その者が納付すべき特定賦課金の額及び納付すべき期限その他の必要な事項を通知しなければならない。

2 前項の規定により特定賦課金の額が定められた後、特定賦課金の額を変更する必要が生じたときは、協会は、当該各特定施設等設置者が納付すべき特定賦課金の額を変更し、当該各特定施設等設置者に対し、変更後の特定賦課金の額を通知しなければならない。

3 協会は、特定施設等設置者が納付した特定賦課金の額が、前項の規定による変更後の特定賦課金の額に満たない場合には、その不足する額について、同項の規定による通知とともに納付すべき期限その他の必要な事項を通知し、同項の規定による変更後の特定賦課金の額をこえる場合には、そのこえる額について、未納の特定賦課金その他この節の規定による徴収金があるときはこれに充當し、なお残余があれば還付し、未納の徴収金がないときはこれを還付しなければならない。

(共同納付の場合の特例)

第六十一条 協会は、特定施設等設置者の全部又は一部から当該各特定施設等設置者が納付すべき特定賦課金について納付の方法を明らかにして共同で納付する旨の申出があり、これを承認したときは、前条第一

項の規定にかかるわらす、当該各特定施設等設置者に係る特定賦課金の額を定めないものとする。

2 前項の規定による承認を受けた特定施設等設置者が当該第二種地域に係る特定賦課金を納付すべき特定施設等設置者の一部であるときは、協会は、特定賦課金の額の決定に準じて、それらの特定施設等設置者が共同で納付すべき特定賦課金の額を定めなければならない。

第一項の規定による承認を受けた特定施設等設置者が当該第二種地域に係る特定賦課金を納付すべき特定施設等設置者の全部である場合にはその納付すべき特定賦課金の額を、その一部である場合には前項の規定により定められた額を共同で納付したとされ、当該特定施設等設置者は、その特定賦課金を納付したものとみなす。

4 前項第二項及び第三項の規定は、第二項の共同で納付すべき特定賦課金について準用する。

(準用)
第六十六条 第五十六条から第六十条までの規定は、特定賦課金について準用する。

(総理府令、通商産業省令への委任)
第六十七条 この節に定めるもののほか、特定賦課金その他この節の規定による徴収金に関し必要な事項は、総理府令、通商産業省令で定める。

第五章 公害健康被害補償協会

第一節 総則

(目的)
第六十八条 協会は、ばい煙発生施設等設置者からの汚染負荷量賦課金の徴収及び特定施設等設置者からの特定賦課金の徴収、第十三条第二項の規定による支定賦課金について準用する。

(登記)
第七十条 協会は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

(法人格)
第六十九条 協会は、法人とする。

(事務所)
第七十一条 協会は、主たる事務所を東京都に置く。

2 協会は、環境庁長官及び通商産業大臣の認可を受けて、必要な地に從たる事務所を置くことができる。

故があるときははその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行なう。

3 監事は、協会の業務を監査する。

4 駐事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるとときは、会長又は環境庁長官及び通商産業大臣に意見を提出することができる。

5 第七十六条 会長及び監事は、環境庁長官及び通商産業大臣が任命する。

6 理事は、環境庁長官及び通商産業大臣の認可を受けて、会長が任命する。

7 第七十七条 役員の任期は、四年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

8 第七十八条 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く）は、役員となることができない。

9 第七十九条 環境庁長官及び通商産業大臣又は会長は、それを他の役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

10 第八十一条 役員の解任は、会長又は環境庁長官及び通商産業大臣は、それが他の役員たるに適しないと認めたときは、その役員を解任しなければならない。

11 第八十二条 役員の解任は、会長又は環境庁長官及び通商産業大臣は、それが他の役員たるに適しないと認めたときは、その役員を解任しなければならない。

12 第八十三条 役員の解任は、会長又は環境庁長官及び通商産業大臣は、それが他の役員たるに適しないと認めたときは、その役員を解任しなければならない。

13 第八十四条 理事は、会長の定めるところにより、協会を代表し、会長を補佐して協会の業務を掌理し、会長に事務を委任する。

14 第八十五条 会長は、協会を代表し、その業務を総理する。

15 第八十六条 理事は、会長の定めるところにより、協会を代表し、会長を補佐して協会の業務を掌理し、会長に事務を委任する。

16 第八十七条 会長は、前項の規定により理事会を解任しようとする。

17 第八十八条 会長は、前項の規定により理事会を解任しようとする。

18 第八十九条 会長は、前項の規定により理事会を解任しようとする。

19 第九十条 会長は、前項の規定により理事会を解任しようとする。

20 第九十二条 会長は、前項の規定により理事会を解任しようとする。

21 第九十三条 会長は、前項の規定により理事会を解任しようとする。

22 第九十四条 会長は、前項の規定により理事会を解任しようとする。

23 第九十五条 会長は、前項の規定により理事会を解任しようとする。

24 第九十六条 会長は、前項の規定により理事会を解任しようとする。

25 第九十七条 会長は、前項の規定により理事会を解任しようとする。

26 第九十八条 会長は、前項の規定により理事会を解任しようとする。

27 第九十九条 会長は、前項の規定により理事会を解任しようとする。

28 第一百条 会長は、前項の規定により理事会を解任しようとする。

29 第一百零一条 会長は、前項の規定により理事会を解任しようとする。

30 第一百零二条 会長は、前項の規定により理事会を解任しようとする。

31 第一百零三条 会長は、前項の規定により理事会を解任しようとする。

32 第一百零四条 会長は、前項の規定により理事会を解任しようとする。

33 第一百零五条 会長は、前項の規定により理事会を解任しようとする。

34 第一百零六条 会長は、前項の規定により理事会を解任しようとする。

35 第一百零七条 会長は、前項の規定により理事会を解任しようとする。

36 第一百零八条 会長は、前項の規定により理事会を解任しようとする。

37 第一百零九条 会長は、前項の規定により理事会を解任しようとする。

38 第一百一十条 会長は、前項の規定により理事会を解任しようとする。

39 第一百一十一条 会長は、前項の規定により理事会を解任しようとする。

40 第一百一十二条 会長は、前項の規定により理事会を解任しようとする。

41 第一百一十三条 会長は、前項の規定により理事会を解任しようとする。

及び通商産業大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに事業報告書、財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添附しなければならない。

(利益及び損失の処理)
第九五条 協会は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した利益をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

協会は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金)
第九六条 協会は、環境庁長官及び通商産業大臣の認可を受けて、長期借入金又は短期借入金をすることができる。

前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、環境庁長官及び通商産業大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(補助金)
第九七条 政府は、予算の範囲内において、協会に対し、その事務の処理に要する費用を補助することができます。前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(不服申立てと審査請求)
第一節 認定又は補償給付の支給に関する処分に対する不服申立て
(異議申立て)

第一〇九条 この法律に基づいてした協会の処分に不服がある者は、環境庁長官及び通商産業大臣に対して、行政不服審査法による審査請求をすることができる。

第一〇六条 認定又は補償給付の支給に関する処分に不服がある者は、その処分をした都道府県知事に対し、異議申立てをることができる。

第二 認定又は補償給付の支給に関する処分に不服がある者のする審査請求は、公害健康被害補償不服審査会に対する不服申立てではない。

第一〇七条 第一項の異議申立て及び前項の審査請求は、時効の中止に關しては、裁判上の請求とみなす。

(行政不服審査法の適用関係)
第一〇八条 前項第二項の審査請求については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)第二十五条の規定は、適用しない。

2 前項第二項の審査請求についての行政不服審査法の規定は、當該処分についての審査請求に対する公害健康被害補償不服審査会の裁決を終了後でなければ、提起することができない。

(不服申立てと訴訟との関係)
第一〇九条 認定又は補償給付の支給に関する処分の取消しの訴えは、當該処分についての審査請求に対する公害健康被害補償不服審査会の裁決を終了後でなければ、提起することができない。

(第二節 賦課徵收に関する処分等に対する審査)

第一〇八条 認定又は補償給付の支給に関する処分の取消しの訴えは、當該処分についての審査請求に対する公害健康被害補償不服審査会の裁決を終了後でなければ、提起することができない。

(審査請求)

885

(第九八条) 協会は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- 1 銀行その他環境庁長官及び通商産業大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金
- 2 信託会社又は信託業務を営む銀行への金銭信託
- 3 (給与及び退職手当の支給の基準)
信託会社又は信託業務を営む銀行への金銭信託の総理府令、通商産業省令への委任する。
- 4 国債その他環境庁長官及び通商産業大臣の指定する有価証券の保有する。

(第九九条) 協会は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、環境庁長官及び通商産業大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(第一〇〇条) この法律に定めるもののほか、協会の財務及び会計に關する事項は、総理府令、通商産業省令で定める。

第六節 監督

(監督)
第一〇一条 協会は、環境庁長官及び通商産業大臣が監督する。

環境庁長官及び通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、協会に対し、その業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

(報告の微取等)

第一〇二条 環境庁長官及び通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、協会若しくは第八十九条第一項の規定による委託を受けた者(以下「受託者」という)に対し、その業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

(解散)
第一〇三条 協会の解散については、別に法律で定めることとする。

(大蔵大臣との協議)
第一〇四条 環境庁長官及び通商産業大臣は、次の場合に大蔵大臣に協議しなければならない。

- 1 第九十八条第一号又は第二号の規定による指定監督するため必要があると認めるときは、協会に対し、その業務に關し監督上必要な命令をすることができる。
- 2 内閣総理大臣及び通商産業大臣は、第九十条第二項又は百条の総理府令、通商産業省令を定めようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。
- 3 第九十四条第一項又は第九十九条の承認をしようとするとき。

(他の法令の準用)
第一〇五条 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、協会を國の行政機關とする。

(第一一一条) 第百六条第二項の審査請求の事件を取り扱わせるため、環境庁長官の所轄の下に、公害健康被害補償不服審査会(以下この章において「審査会」という)を置く。

(組織)
第一一二条 審査会は、委員六人をもつて組織する。

第一二三条 委員は、委員六人をもつて組織する。

第一二四条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第一二五条 委員は、独立してその職権を行なう。

(職権の行使)
第一二六条 委員は、次の各号の一に該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることができない。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行なうものとする。

(任期)
第一二七条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(身分保障)
第一二八条 委員は、次の各号の一に該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されなければならない。

1 禁治産、準禁治産又は破産の宣告を受けたとき。

2 禁錮以上の刑に処せられたとき。

3 審査会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない行為があると認められたとき。

(罷免)
第一二九条 内閣総理大臣は、委員が前条各号の一に該当するときは、その委員を罷免しなければならない。

(会長)
第一一八条 審査会に会長を置き、委員の互選によつる。

定する期間の計算については、別段の定めがある場合を除き、民法の期間に関する規定を準用する。

(戸籍事項の無料証明) 第一百四十三条 市町村長(特別区の区長を含むものとし、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長とする)は、都道府県知事、第四条第三項の政令で定める市の長又は補償給付を受けることができる者に対し、条例で定めるところにより、認定を受けたもの、補償給付を受けようとする者又は死亡したもの、補償給付を受けようとする者又は申請しようとする者、被認定者(死亡した者を含む)、指定疾病にかかっていた者で認定を受けないで死亡したもの、補償給付を受けようとする者又は死亡した者の戸籍に關し、無料で證明を行なうことができる。

(政令の制定とその経過措置) 第一百四十四条 この法律に基づき政令を制定し、又は改廃する場合においては、その政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

第八章 罰則

第一四五条 第二百三十三条第三項、第四十五条第三項又は第二百三十三条第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第一四六条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

第一四七条 第九十一条の規定により文書その他の物件の提出を求められて、これに従わず、又は虚偽の記載をした文書を提出した者

第一四八条 第百三十六条の規定により報告又は文書その他物件の提出を求められて、これに従わず、又は虚偽の記載をした文書を提出した者

第一四九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、第一百四十六条第一号若しくは第三号、第二百四十七条第二項又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對しても、各本条の刑を科する。

第一五〇条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした協会の役員は、三万円以下の過料に処する。

第一五一条 この法律の規定により環境庁長官及び通商産業大臣が認可を受けなければならぬ場合において、その認可又は承認を受けなかつたと

第一五二条 この法律の規定により環境庁長官及び通商産業大臣は、協会の会長

第一五三条 第二十九条第一項の規定は、公害健康被害不不服審査会の委員に關する特例

第一五四年 第二十九条第一項の規定による公害健康被害不不服審査会の委員の任命について、国会の開会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができるときは、第一百三十三条第二項及び第三項の規定の例による。

第一五五年 附則第三条第一項の規定により指名された会長となるべき者は、前条第二項の規定による事務の引き継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第一五六年 協会は、設立の登記をすることによつて成立する。

(協会の設立に伴う経過措置) 第五六条 第五章の規定により指名された会長となるべき者は、前条第二項の規定による事務の引き継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、それぞれ会長又は監事に任命されたものとする。

第一五七条 環境庁長官及び通商産業大臣は、設立委員を命じて、協会の設立に関する事務を處理させる。

第一五八年 設立委員は、協会の設立の準備を完了したときは、その旨を環境庁長官及び通商産業大臣に届け出るとともに、その事務を前条第一項の規定により指名された会長となるべき者に引き継がなければならぬ。

第一五九年 附則第三条第一項の規定により指名された会長となるべき者は、前条第二項の規定による事務の引き継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第一六〇条 協会は、設立の登記をすることによつて成立する。

(公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法の廃止) 第一六一条 公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法(昭和四十四年法律第九十号。以下「旧法」という)は、廃止する。

(公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法の廃止) 第一六二条 この法律の施行の際現に旧法第三条第一項の規定による認定を受けた者は、政令で定めるところにより、この法律による認定を受けた者とみなす。

第一六三条 この法律の施行の際現に旧法第三条第一項の認定の申請をしている者に対しては、従前の例によりその認定をすることができる。この場合においては、その認定を受けた者は、政令で定めるところにより、この法律による認定を受けた者とみなす。

第一六四年 前二条の規定によりこの法律による認定を受けた者とみなされる者の指定疾患に係る第七条第一項の規定による認定の有効期間の始期は、この法律の施行の日とする。

第一六五年 協会の最初の事業年度は、第九十二条の規定にかかるわざ、その成立の日に始まり、昭和五十年三月三十一日に終わるものとする。

第一六六年 協会の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第九十三条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「協会の成立後遅滞なく」とする。

第一九条 第二条第一項から第三項までの規定に基づき、旧法の規定により定められた指定地域及び当該指定地域に係る疾病を第二条第一項の第一種地域又は同条第二項の第二種地域及び当該地域に係る疾病として定める政令の立案をしようとするときは、同条第四項の規定は、適用しない。

(公害対策基本法の一部改正)

第二〇条 公害対策基本法(昭和四十二年法律第百三十号)の一部を次のように改正する。

第二十一条 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第一項中「八十人以内」を「九十人以内」と改め、同条第二項中「公害の防止」を「公害対策」と改める。

(下水道法の一部改正)

第二十二条 第二十八条第一項中「八十人以内」を「九十人以内」と改め、同条第二項中「公害の防止」を「公害対策」と改める。

(下水道法の一部改正)

第二十三条 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第一項中「八十人以内」を「九十人以内」と改め、同条第二項中「公害の防止」を「公害対策」と改める。

(下水道法の一部改正)

第二十四条 第二十九条第一項中「八十人以内」を「九十人以内」と改め、同条第二項中「公害の防止」を「公害対策」と改める。

(下水道法の一部改正)

第二十五条 第二十九条第一項中「八十人以内」を「九十人以内」と改め、同条第二項中「公害の防止」を「公害対策」と改める。

(下水道法の一部改正)

第二十六条 第二十九条第一項中「八十人以内」を「九十人以内」と改め、同条第二項中「公害の防止」を「公害対策」と改める。

(下水道法の一部改正)

第二十七条 第二十九条第一項中「八十人以内」を「九十人以内」と改め、同条第二項中「公害の防止」を「公害対策」と改める。

(下水道法の一部改正)

第二十八条 第二十九条第一項中「八十人以内」を「九十人以内」と改め、同条第二項中「公害の防止」を「公害対策」と改める。

(下水道法の一部改正)

第二十九条 第二十九条第一項中「八十人以内」を「九十人以内」と改め、同条第二項中「公害の防止」を「公害対策」と改める。

(下水道法の一部改正)

◎公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法(昭和四十四年法律八八〇)

注 この法律は、「公害健康被害補償法(昭和四十八年法律一一一)」の附則第一条本文及び第二条の二の規定により、同法の公布の日(昭和四八年五月一五日)から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日(昭和四九年一月一現在この政令は未制定)から廃止されることとなつてゐる。

(目的)

第一条 この法律は、事業活動その他の人の活動に伴つて相当範囲にわたる著しい大気の汚染又は水質の汚濁が生じたため、その影響による疾病が多発した場合において、当該疾病にかかつた者に対し、医療費、医療手当及び介護手当の支給の措置を講ずることにより、その者の健康被害の救済を図ることを目的とする。

改正 昭和四六年法律八八

第一章 総則

(認定) 第三条 指定地域の全部又は一部を管轄する都道府県知事は、当該指定地域につき前条第二項の規定により定められた政令においては、あわせて同項に規定する疾病を定めなければならない。

2 前項の政令においては、あわせて同項に規定する疾病を定めなければならない。

3 内閣総理大臣は、第一項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、関係都道府県知事の意見をきかなければならぬ。

(一部改正 昭和四六年法律八八)

*「政令」(別表)

第二章 医療費等の支給

(認定)

第三条 指定地域の全部又は一部を管轄する都道府県知事は、当該指定地域につき前条第二項の規定により定められた政令においては、その者の申請に基づき、公害被害者認定審査会の意見をきいて、その者の当該疾病が当該指定地域に係る大気の汚染又は水質の汚濁の影響によるものである旨の認定を行なう。この場合において、当該疾病が環境庁長官の定める疾病であるときは、当該申請の時における管轄に属する指定地域の区域内に住所を有しており、かつ、その時まで引き続き当該指定地域内に住所を有する期間が環境庁長官の定める期間以上である者(一日のうち環境庁長官の定める時間以上の時間)を当該指定地域において過ごすことが常態であり、かつ、その期間が指定地域ごとに環境庁長官の定める期間以上である者を含む。)に限つて行なうものとする。

2 指定地域の全部又は一部が政令で定める市の区域内にいる場合には、その区域については、前項の規定による都道府県知事の権限は、当該市の長が行なうものとする。

第二条 この法律において「指定地域」とは、事業活動その他の人の活動に伴つて相当範囲にわたる著しい大気の汚染又は水質の汚濁が生じたため、その影